

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第8回合併協議会

会議録

日時 平成16年8月26日(木)午後2時~

場所 双海町町民会館 2階 大ホール

郷

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第8回協議会次第

日時：平成16年8月26日(木) 14:00～

場所：双海町町民会館 2階 大ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 協議

協議第29号 地方税の取扱いについて

協議第30号 各種事務事業(国民健康保険関係)の取扱いについて

協議第31号 各種事務事業(介護保険関係)の取扱いについて

協議第32号 各種事務事業(環境衛生関係)の取扱いについて

協議第33号 各種事務事業(上下水道関係)の取扱いについて

協議第34号 各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて

協議第35号 各種事務事業(社会教育関係)の取扱いについて

(2) その他

第9回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

4 閉会

伊予市・中山町・双海町合併協議会委員名簿

	氏 名	役職名等	出欠
伊予市	中 村 佑	市長	出席
	小 林 茂	助役	出席
	重 松 囿 右	議長	出席
	日 野 正 則	議員	出席
	岡 田 清 満	学識経験者	欠席
	西 岡 義 雄	学識経験者	出席
	安 田 一 江	学識経験者	出席
	中山町	市 田 勝 久	町長
窪 中 修 一		助役	出席
井 上 正 昭		議長	出席
田 中 弘		議員	出席
亀 井 慎 滋		学識経験者	出席
高 橋 敏		学識経験者	出席
上 岡 幸 子		学識経験者	出席
双海町		上 田 稔	町長
	藤 田 稔	助役	出席
	大 石 寿 淑	議長	欠席
	岡 田 博 助	議員	出席
	中 嶋 都 貞	学識経験者	出席
	矢 野 鎮 男	学識経験者	出席
	富 岡 喜久子	学識経験者	出席
	顧 問	泉 圭 一	愛媛県議会議員
松 岡 誼 知		松山地方局長	出席

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>定刻になりましたので、ただいまから伊予市・中山町・双海町合併協議会の第8回会議を開会いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>開会に当たりまして、中村会長からごあいさつ申し上げます。</p>
中村会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ことしの夏は大変猛暑続きでもございましたし、台風の大変多い年でもございました。四国にも数多くの台風が上陸をいたしましたし、今16号台風がやってくるのではないかとということで心配をいたしておりますが、そういう中にも夏の終わりを感ずる気配は漂っております。</p> <p>本日は8月の2回目の会議、いわゆる第8回の会議をご案内申し上げますところ、泉県議、若干おくれるそうでございますが、松岡地方局長さんを初め、委員の皆さん方には大変お忙しい中をご参集いただきまして、ありがとうございました。</p> <p>本日は地方税の取扱いのほか、各種事務事業の取扱い5件についてご協議をいただくことになっております。</p> <p>残りの協定につきましても、9月に2回予定しておりますが、これですべてご提案を申し上げたいということで作業を進めておりますが、どうかひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>以上、簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさついたします。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。ごあいさつとします。</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>それでは、ただいまから議題の審議に入りますが、伊予市の岡田委員と双海町の大石委員から、所用で欠席する旨、あらかじめご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>会議の開催につきましては、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は委員総数21人に対し19人の参加であり、半数以上の委員に出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。また、報道関係者から撮影の申し出がありましたので、許可しておりますことをあわせてご報告申し上げます。</p> <p>なお、規約第10条第2項に、会長が会議の議長となると規定をいたしておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>委員の皆様にお願いがございます。ご発言の際に挙手をいただきましたら、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の進行を中村会長をお願いいたします。</p>
中村議長	<p>規約に基づきまして議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>議事に入る前に、会議運営規程に基づきまして、本日の会議録署名委員さんを指名させていただきます。</p> <p>本日は、中山町の高橋委員さん、双海町の矢野委員さんにご署名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入らせていただきます。</p> <p>協議第29号地方税の取扱いについてを議題といたします。</p>

発言者	議題・発言内容
北岡主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは会議資料の1ページ目をおめくりください。</p> <p>協議第29号地方税の取扱いについて。</p> <p>地方税の取扱いについて、次のとおり確認を求める。</p> <p>記以降でございますが、1、個人市民税については、現行どおりとする。</p> <p>2、法人市民税については、現行どおりとする。</p> <p>3、固定資産税の税率については、現行どおりとする。なお、納期については合併時に調整する。</p> <p>4、軽自動車税の税率については、現行どおりとする。なお、納期については合併時に調整する。</p> <p>5、国民健康保険税の税率及び納期については、合併時に調整する。</p> <p>6、市たばこ税については、現行どおりとする。</p> <p>7、納税貯蓄組合については、現行どおりとする。</p> <p>8、前納報奨金については、合併時に廃止する。</p> <p>お手数ですが、別冊の附属資料の1ページをごらんください。</p> <p>まず、個人市民税ですが、税率、納期ともに3市町に相違がございません。そのため現行どおりといたします。しかし、均等割の税率について、税制改正によりまして、現在のところ2,000円ですが、2,000円から3,000円となります。その点をお含みおきいただきますようお願いいたします。</p> <p>続いて、次ページをごらんください。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>法人市民税についてご説明いたします。</p> <p>これについても、先ほどと同様3市町ともに相違がございませんので、現行どおりといたします。</p> <p>次ページなんですけれども、固定資産税についてご説明いたします。</p> <p>固定資産税は基準日、1月1日に所属する土地、家屋、償却資産の課税標準額、それぞれの課税標準額ですけれども、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円を超える資産を有するものに対して課税するものですが、税率については3市町とも相違がございませんので、現行どおりといたします。</p> <p>しかし、納期については、伊予市、双海町は第3期が11月に対しまして、中山町は12月となっております。これについては伊予市、双海町の例により11月納期に統一いたします。</p> <p>次ページをごらんください。</p> <p>軽自動車税についてご説明いたします。</p> <p>軽自動車税の税率についても相違がないため、現行どおりといたします。納期についても3市町とも4月で相違はありませんが、ほかの税徴収と重なりますので、納税者の負担を考慮しまして5月納期といたします。</p> <p>次のページ、国民健康保険税についてご説明をいたします。</p> <p>国民健康保険税は所得割、資産割、均等割、平等割、賦課限度額といった課税の方法については一緒なんですけれども、それぞれの税率については、基礎となる国民健康保険から支払われる医療費、給付費などが市町によって異なりますので、負担額が異なりまして、それに伴い税率も異なってまいります。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>税率については、基金及び繰越金等を考慮した上で均一課税となるように検討し、合併時に調整することといたします。</p> <p>続いて納期なんですけれども、3市町それぞれ違いがございますが、仮徴収はせず、7月の本算定による税額決定後、伊予市の例によりまして7月から翌年3月の9回といたします。</p> <p>次ページをごらんください。</p> <p>市たばこ税についてご説明いたします。</p> <p>製造たばこの製造業者、特定販売業者、または卸売担当業者に課せられるものでございますけれども、これも3市町に相違がないため現行どおりといたします。</p> <p>続いて下段なんです、納税貯蓄組合についてご説明いたします。</p> <p>各市町それぞれの地区において税の徴収等の処理を行っていただいておりますが、これについては現行どおり存続することといたします。</p> <p>なお、納付書等の配布方法については、プライバシー等を考慮した上で調整をしていきます。</p> <p>次ページなんですけれども、前納報奨金についてご説明をいたします。</p> <p>これは伊予市、双海町のみ行っておりまして、中山町では行っておりません。</p> <p>概要についてですけれども、第1納期期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付し、対象者は個人住民税納税義務者並びに固定資産納税義務者です。</p> <p>調整内容ですけれども、公平性、財政等の面を考慮し、廃止にい</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>たします。</p> <p>公平性の面と申しますのは、該当する税が先ほど申し上げた個人住民税と固定資産税のみであり、ほかの納税義務者は対象外であること。また、個人住民税に関しましても、特別徴収という給料から天引きされる方法の納税義務者は対象外であること。そういった点から前納報奨金については廃止にいたします。</p> <p>お手数ですが、会議資料の方にお戻りください。</p> <p>会議資料2ページ以降になりますけれども、関係する主な法令を抜粋しております。</p> <p>続いて3ページの方をごらんください。</p> <p>個人住民税の均等割の税率について、先ほど申し上げましたけれども、現在5万人未満の市並びに町ということで改正前のところなんです。年額が2,000円です。しかし、これが税改正されて人口割区分というものが廃止となり、税率は人口に関係なく一律3,000円となりました。</p> <p>そのほか各税の関係法令を記載しております。</p> <p>また、6ページにおきましては、県内の先進地事例を記載しておりますので、ご参照をいただきたいと思います。</p> <p>以上で地方税の取扱いについて説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>地方税の取扱いについてご説明を申し上げましたが、この点につきまして、ご質問、ご意見等を賜りたいと思います。</p> <p>中嶋委員さん。</p>

発言者	議題・発言内容
中嶋委員	<p>細かいことのように恐縮ですが、附属資料6ページの納税貯蓄組合、これは3市町それぞれ目的は同じようなものでも形態は若干違うと思うんですが、具体的な調整内容で、ここでは納付書などの配布方法についてはプライバシーなどを考慮した上で調整するとなっているわけですが、8ページの国保税につきましては原則郵送とするというふうに結んであるわけです。もちろん一般税と国保税、内容的に若干違うことは承知しているんですが、プライバシーの面では五十歩百歩だと思います。原則郵送と、それからいろいろプライバシー等を考慮した上で調整するとの違い、そこから辺ちょっとご説明をいただいたらと思います。</p>
中村議長	<p>事務局。</p>
北岡主査	<p>8ページの方をごらんいただけたらと思うんですけども、これ国民健康保険の税ではなくて、申しわけございません、これは被保険者証、国民健康保険の保険者証の配達ということになります。ですから、これにつきましては原則郵送という形にさせていただくということで、こういった表記にさせていただいております。</p>
中村議長	<p>わかりましたか。</p>
中嶋委員	<p>了解しました。</p>
中村議長	<p>西岡委員さん。</p>

発言者	議題・発言内容
西岡委員	<p>一つお尋ねします。</p> <p>7ページの地方税の取扱いについての前納報奨金の説明があったんですけども、公平性の面と財政等の面を考慮し廃止するというように出ておるんですが、財政面を考慮して廃止するというのは素直にわかるわけですが、公平性からの説明が事務局からあったんですけど、今もう一度本当に理解ができなかったもので、もうちょっとかみくだいて素人にもわかりやすく説明をお願いしたいと思います。</p>
北岡主査	<p>申しわけございません。公平性という面でなんですけども、まず税金、こちらの方、住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税とございます。そのうち対象となっておりますのが、個人住民税と固定資産税ということになります。ですから、軽自動車税は第1期納期で該当外になると思うんですけども、国民健康保険税等、そういった納税義務者に関しましては、この前納報奨金は当てはまりませんので、その点に関しては不公平性が生じるのではないかとということが1点でございます。</p> <p>もうあと1点が住民税の納付の仕方で、普通徴収という納付の仕方と特別徴収という納付の仕方がございます。特別徴収というのは給料から天引きされるもので、給料をもらっている方が月々天引きをされる方法でございます。その方々につきましては、この前納報奨金というのは当てはまりません。普通徴収で、大体4期に分けてお支払いするんですけども、その4期を一括でお支払いする方が、この前納報奨金に対して対象となるわけございまして、その給料から天引きされている方々には、そういった対象にはなりません。</p>

発言者	議題・発言内容
西岡委員	<p>るので、その点が不公平性になるんではないかというところの利点 での説明をさせていただきました。</p> <p>それに関連して、そういうふうに一括でおさめたら報奨金がつく ということで、これある程度の統計ととるの。それがどのくらい の割合があるんですか。</p> <p>伊予市にしても、双海町にしても、中山にしても、一遍でおさめ たらそれだけ割引になるということをとらえて、その制度を利用し ている方はどれくらいおいでるかというお尋ねをしております。</p>
中村議長	<p>ちょっと法的なものも含めて廃止の方向で進めているんですか ら、もうちょっと説明しなさい。</p>
住民部会 宮内部会長	<p>ただいまのご質問なんですけど、確かに何%、何割というご質問 だと思うわけなんですけど、伊予市さんにつきましては、固定資産 税で505件ほど、それから双海町さんで407件というような数 は出ているんですけど、総体的な何%というまでの計算は、申しわ けないんですけど、出してございません。</p>
西岡委員	<p>私が思うたんは、別にこれどうこう言うんじゃないんで、財政面 からいうたら確かにこういうのを廃止して、少しでも財政面を確 保するという事は、もうわかるんですけど、そんなことをするこ とによって、どの程度収入がふえるのかということぐらいは計算し とるかなと思うてお尋ねをしたと、こういうことです。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>それで、不公平ということについては、確かに給料者の場合は給料からそれぞれ控除しますからね。だから自分が払いたい言うても、そういうことはできんというような意味においては、確かにその点は不公平があるということは理解できました。</p> <p>西岡さん、それでよろしいですか。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>ないようでございましたら、お諮りをいたします。</p> <p>協議第29号地方税の取扱いについては、原案のとおり確認することでご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議がないようでございますので、29号につきましては、原案のとおり確認させていただきました。</p> <p>次に、協議第30号各種事務事業（国民健康保険関係）の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
久保次長	<p>会議資料7ページをお開きください。</p> <p>協議第30号各種事務事業（国民健康保険関係）の取扱いについてご説明させていただきます。</p> <p>この件につきましても、分科会、専門部会及び幹事会で協議調整されたものを提案するものでございます。</p> <p>各種事務事業（国民健康保険関係）の取扱いについて、次のとお</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>り確認を求める。</p> <p>記以降でございますが、1、国民健康保険事業については、合併時に伊予市の例により調整する。</p> <p>2、国民健康保険事業については、合併時に調整する。</p> <p>3、出産、葬祭に関する給付については、合併時に伊予市の例により調整する。</p> <p>4、中山町国民健康保険直営佐礼谷診療所及び中山町国民健康保険直営歯科診療所については、現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>続きまして、附属資料について簡単に説明させていただきますが、先ほどの附属資料8ページをお開きください。</p> <p>まず、国民健康保険事業であります被保険者証の交付の説明となりますが、従来どおりの被保険者証の交付を、中山町、双海町で交付しておりますが、伊予市では平成15年4月よりカード型の個人被保険者証を交付しております。</p> <p>具体的な調整内容としまして、型式については住基カード、他の受給者カード等と連携した検討が必要であるが、新市へ以降後、速やかに調整する必要があり、前期高齢受給者証のカード化を含め、伊予市の例により調整する。</p> <p>交付方法は、事務経費等を考慮すると納付組織等の活用が望ましいが、個人情報保護等の問題もあるので原則郵送とする。有効期限については、滞納者対策として2市町が既に設定していることもあり、1年間とする。</p> <p>ただし、合併時に交付する被保険者証については、住民の利便を図るため有効期限を延長し、平成18年7月31日とする。</p> <p>合併後も更新手続が完了するまでの間、有効期限が満了するまで</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>は、旧保険者が発行した被保険者証をそのまま使用できることとする るといたしております。</p> <p>続きまして9ページをごらんください。</p> <p>国民健康保険保険事業につきましては、医療費の抑制と住民の健康増進と健康診査事業により、疾病の早期発見、早期治療と健康教育で住民の健康への関心が深まることを目的として事業を行っております。</p> <p>健康優良家庭表彰につきましては3市町行っておりますが、内容的に差異がございますので、具体的な調整内容としまして、該当世帯については前年度1年間医療を受けなかった健康世帯とする。給付の要件については双海町の例により調整するるといたしております。</p> <p>また、人間ドック一部助成や次ページのはり・きゅう施術補助につきましては、伊予市のみの実施でございます。</p> <p>具体的な調整内容としまして、人間ドック等の一部助成については、住民全体の健康維持管理を継続する上で新市においても実施する。また、はり・きゅう施術補助については、合併時に住民サービスを低下させないためにも伊予市の例により調整するるといたしております。</p> <p>10ページをお開きください。</p> <p>中ほどになりますけれども、出産、葬祭につきましては、法定給付として支給しておりますが、出産育児一時金につきましては3市町とも同じでございます。葬祭費につきましては、1件当たり、伊予市は3万円、中山町、双海町は2万円と差異がございます。</p> <p>具体的な調整内容としまして、出産育児一時金については伊予市</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>の例により調整する。葬祭費の1件当たり支給額は伊予市の例により3万円とするをいたしております。</p> <p>続きまして11ページをお開きください。</p> <p>ここでは11ページ、12ページと関連しますので、あわせてご説明させていただきます。</p> <p>中山町国民健康保険直営佐礼谷診療所につきましては、地域住民のニーズにこたえる診療所として、へき地医療としての一次医療の充実と高齢化地域における在宅医療の充実に重点を置いています。</p> <p>また、12ページの中山町国民健康保険直営歯科診療所につきましては、要介護高齢者への訪問歯科診療を実施しており、介護保険における居宅療養管理指導事業所にもなっています。また、歯科保健センターを併設しております。</p> <p>このようなことから国民健康保険の療養の給付の確保を行うこと、国民健康保険の保険事業の中核として医療と疾病予防の一体的運営に資するというところで、具体的な調整内容としまして、国民健康保険の被保険者の健康の保持、増進に寄与するものであり、現行どおり新市に引き継ぐをいたしております。</p> <p>以上でご説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>協議30号各種事務事業（国民健康保険関係）について説明をいたしました。</p> <p>この件につきまして、ご質問、ご意見を伺いたしたいと思います。</p> <p>ないようでしたら、お諮りをいたします。</p> <p>協議第30号各種事務事業（国民健康保険関係）については、原</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>案のとおり確認するというご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議がないようでございますので、協議第30号につきましては、原案のとおり確認をさせていただきます。</p> <p>それでは、協議第31号各種事務事業（介護保険関係）の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p>
坪内主事	<p>会議資料の8ページをお開きください。</p> <p>各種事務事業（介護保険関係）の取扱いについて。</p> <p>各種事務事業（介護保険関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、介護保険事業計画については、合併時から統一保険料とする新事業計画を策定する。 2、低所得者に対する居宅介護（支援）福祉用具購入費及び住宅改修支給費の受領委任払いについては、合併時に伊予市の例により実施する。 3、要介護認定訪問調査については、公平・公正さを確保するために、調査専従の職員により行うこととする。 <p>続きまして、附属資料の13ページをお開きください。</p> <p>附属資料13ページ、介護保険計画につきましては、国の基本的な指針に基づき介護保険事業計画策定委員会を設置し、介護保険サービスの確保、円滑な提供及び保険料算定の基礎として高齢者保健</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>福祉計画と一体的に策定するものです。</p> <p>現在、3市町それぞれ計画を策定しておりますが、その主な相違点としまして、保険料、単独減免の制度の有無、保険料の納期があります。</p> <p>具体的な調整内容としましては、現在の3市町の介護保険計画と高齢者保健福祉計画に基づいた保険料につきましては、平成17年度末までの保険料の設定となっておりますが、合併前の平成16年度中に見直しを行い、合併時より統一保険料とする新事業計画を策定するとなっております。</p> <p>低所得者対策につきましては、住民サービス維持の観点から伊予市で実施している対策を参考に、国の低所得者対策が確立されるまでの間は、新市として単独減免を行うとなっております。</p> <p>保険料の納期につきましては、普通徴収の納期につきましては、新市の国民健康保険税の納期を考慮し、先の国民健康保険税の段でも述べましたとおり、9期、7月から3月とし、特別徴収の納期につきましては、6期、年金支給時とするとなっております。</p> <p>続きまして、資料の14ページをお開きください。</p> <p>14ページ、低所得者に対する居宅介護（支援）福祉用具購入費及び住宅改修支給費の受領委任払いにつきましては、現在、伊予市のみ制度を実施しております。</p> <p>具体的な調整内容としましては、要介護認定を受け、在宅で生活している生活保護受給者と市民税非課税世帯の方が福祉用具の購入や住宅改修をした場合、通常、費用の全額を一たん事業者を支払い、後日9割の払い戻しを受ける償還払いが原則となっております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>こうした立替え払いによる利用者の一時的な費用負担を軽減し、よりサービスを受けやすくするために、最初から利用者はかかった費用の1割だけを事業者に支払う受領委任払いを実施することは、新市においても必要であると考えられますので、合併時に伊予市の例により実施するとなっております。</p> <p>続きまして、資料の15ページをお開きください。</p> <p>要介護認定訪問調査につきましては、介護保険の被保険者から要介護認定等の申請が市町に対して行われますと、市町は申請を行った方が要介護等の状態であるかどうかを確認する必要があります。</p> <p>要介護認定は、一次判定、二次判定とがあり、最終的に決定されます。一次判定は訪問調査と主治医意見書をもとにコンピューター判定を行うもので、二次判定は、その資料をもとに医師等のメンバーで構成される介護認定審査会が最終の要介護等の決定を行うものです。</p> <p>つまり、訪問調査は、要介護等を決定するに当たり大変重要な部分を占めるものであり、適正な訪問調査を行うためには、専門的知識を有する方が必要となってきます。</p> <p>現在、3市町におきましてもそれぞれ訪問調査を行っておりますが、調査形態、雇用形態、遠隔地への調査の委託にそれぞれ相違があります。</p> <p>具体的な調整内容としましては、国や県の実地指導における指摘事項においては、調査の公平・公正さを確保するために、市町村職員による認定調査の体制強化がうたわれておりますので、ケアマネージャー・保健師・看護師のいずれかの資格を持った調査専従の職員で調査を行うとし、調査員の質の確保、意識の統一及び事務の効</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>率化を図るためにも1か所に集中し、調査場所までの距離等、利便性を考慮し、訪問調査件数割合が半数以上を占めている伊予市に配置するとなっております。</p> <p>遠隔地への調査の委託料につきましては、双海町の例により1件当たり在宅、施設とも2,500円、消費税、交通費は別途とするとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご協議をお願いします。</p> <p>ただいま介護保険関係の説明が終わりました。</p> <p>この件について、皆さん方のご意見を賜りたいと思います。</p> <p>岡田委員さん。</p>
岡田(博)委員	<p>介護保険の保険事業計画については、合併時から統一保険料とする。新事業計画を策定するという文言が出ておりますが、これにつきまして一つお尋ねいたします。</p> <p>現在3つの自治体でそれぞれに行われておりますが、17年度もこの形態でやっていくやり方もあるんじゃないかと。それと統一するやり方が2つあるんじゃないかと思いますが、この統一するやり方を選んだ理由というか、そちらをお聞かせ願えたらと思います。</p>
国保・介護分科会 市野分科会長	<p>介護保険の保険料につきましては、先ほど合併協議会の方からもご説明がありましたように、5年を1期として3年単位で見直すということで、ただいま平成16年度がちょうど第2期目に入っております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>その関係で、まだ実際には17年までその計画はあるわけなんですけれども、これも実際に需要と供給の問題がありまして、サービス料も各市町とも順次伸びてきております。その関係もありまして、実際に去年、おとし、計画を立てた内容につきましては、その当時、これから伸びるであろうと計画を立てた状態で計画を立てております。</p> <p>その関係で、1期の時点で介護保険の場合は3年間見越して立てておるものですから、準備基金という基金を創設して立てております。その関係で準備基金の使い方とか、そこら辺の兼ね合いで第2期の保険料自体も決定しているところがあります。</p> <p>その関係で、今度は合併した時点で国民健康保険税の方も17年度から統一するというような方向性が出ております。それにあわせて介護保険の方も17年度から統一をすることに、まず一つはその方向でいくということで決定をいたしました。</p> <p>その後の部分、不均一でいくかどうかという点なんですけれども、実際に伊予市、中山、双海、合併しますと、それなりにサービスの供給できる地域性がかなり広がってくると思います。その関係で実際にサービスも今の状態よりはかなり受けれる状態になってくるんじゃないかなということも想定をいたしまして、とりあえず不均一ではないので、均一にした方がいいんじゃないかということで決定しました。</p> <p>ちなみに、まだはっきり幾らの保険料になるかということはまだ決定をしておりません。16年度中にそういう事業計画をもう1年分見直して、正式にこれから決めていったらと思いますので、そこら辺よろしく願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>理解できました。いいですか。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>ないようでございますので、これでお諮りをいたします。</p> <p>協議第31号各種事務事業（介護保険関係）については、原案のとおり確認するというご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議がないようでございますので、協議第31号につきましては、原案のとおり確認させていただきます。</p> <p>次に、協議第32号各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
大森主任	<p>会議資料9ページをお願いいたします。</p> <p>協議第32号各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて説明いたします。</p> <p>この件につきましては、分科会、専門部会及び幹事会で協議調整されたものを提案するものでございます。</p> <p>各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求めます。</p> <p>記以降でございますが、1、廃棄物処理計画については、新市において新たに基本計画を策定する。</p> <p>2、最終処分場については、一般廃棄物の適正な処理に必要な措</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>置を講ずるために新市において検討する。</p> <p>3、し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分については、当面、現行どおり行う。</p> <p>4、ごみ処理施設の整備については、新市において早期にリサイクル施設の整備を検討する。</p> <p>5、ごみの排出及び収集については、新市において調整する。</p> <p>続きまして、附属資料につきまして簡単に説明させていただきます。</p> <p>附属資料16ページをお願いいたします。</p> <p>まず廃棄物処理計画について説明いたします。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画の実施のために必要な実施計画を策定し、告示しなければならないとされています。</p> <p>伊予市では平成10年3月に伊予市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び伊予市生活排水処理基本計画が策定されております。</p> <p>中山町では、中山町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画が平成7年3月に策定されております。中山町生活排水処理基本計画は平成4年4月に策定され、平成12年4月に改定されています。</p> <p>双海町では、双海町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画が平成10年3月に、双海町生活排水処理基本計画が平成8年3月に策定されております。</p> <p>以上のことで、具体的な調整内容といたしましては、先ほどの会議資料と重複しますが、廃棄物処理計画については、新市において新たに基本計画を策定すると思っております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>次、17ページをお願いいたします。</p> <p>17ページ、上段でございますが、最終処分場について説明いたします。</p> <p>リサイクルや中間処理できない廃棄物を最終処分、埋め立てするための処分場が最終処分場です。廃棄物の種類により一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場の2つに分かれます。</p> <p>具体的な調整内容といたしましては、最終処分場については、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるために、新市において最終処分場の確保について検討するをいたします。</p> <p>17ページの下段の方をお願いいたします。</p> <p>し尿・浄化槽汚泥について説明いたします。</p> <p>し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分につきましては、ごらんの各社が行っていますが、伊予市の場合は市が業者に許可を与えているのに対しまして、中山町、双海町におきましては大洲喜多衛生事務組合が業者に許可を与えております。</p> <p>具体的な調整内容といたしましては、中山町、双海町で収集運搬業者が一部事務組合から許可を受けている状況を、平成18年度に新市からの許可に切りかえる。</p> <p>し尿・浄化槽汚泥の収集処分については、当面は現行どおりの処理組合施設で対応し、大洲喜多衛生事務組合の起債償還の終わる平成27年をめどに、新市においては公共下水道事業、集落排水事業、合併処理浄化槽事業の拡充を図るといたします。</p> <p>次、18ページをお願いいたします。</p> <p>ごみ処理施設について説明いたします。</p> <p>ごみ処理施設につきましては、焼却施設、リサイクル施設、それ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>から一時保管施設の3種がございますが、伊予市、双海町につきましては、焼却施設については一部事務組合である伊予地区ごみ処理施設管理組合において運営、維持管理を行っており、リサイクル施設及び一時保管施設については民間会社が受託、管理を行っております。</p> <p>中山町につきましては、内山衛生事務組合において運営、維持管理を行っております。</p> <p>具体的な調整内容といたしましては、中山町は内山衛生事務組合による処理とする。新市の処分場に直接影響するため、新市のリサイクル意識の高揚にかんがみ、早期にリサイクル施設の整備を検討するいたします。</p> <p>それから19ページから21ページにかけてでございますが、ごみ排出及び収集について説明いたします。</p> <p>ごみ排出及び収集の大きな相違点といたしましては、伊予市、双海町が市町から業者に委託しているのに対し、中山町では内山衛生事務組合が業者に委託しているという点、また、中山町では粗大ごみは有料処理となっている点、また、中山町では指定ごみ袋の販売取り扱いを行っているという点があります。</p> <p>まず、19ページでございますが、具体的な調整内容といたしまして、まず事務手順といたしましては、中山町の内山衛生事務組合が業者に委託している体制は、平成18年度から市が業者に委託する体制とする。分別種類、ごみ収集等につきましては、以下のとおりになっております。長くなりますので説明は省かせていただきます。</p> <p>19ページの下から5行目なんですが、不燃ごみは伊予市、双海</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>町とも重量制に移行するため計量所を設置する。指定袋を早期に作成して、全市で有料制を導入するとしております。</p> <p>それから1枚めくっていただきまして、21ページでございます。</p> <p>中山町の処理費については、合併後に新市のごみが有料になるまでの間、新市の負担で処理する。収集カレンダーは収集区域に応じて作成するとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>32号の説明が終わりました。</p> <p>この件について、ご質問、ご意見等を賜りたいと思います。</p> <p>ないようでございますので、それではお諮りをいたします。</p> <p>協議第32号各種事務事業（環境衛生関係）については、原案のとおり確認するというごことでご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議がないようでございますので、協議第32号につきましては、原案のとおり確認をさせていただきました。</p> <p>次へまいります。</p> <p>協議第33号各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p>

発言者	議題・発言内容
北岡主査	<p>10ページをごらんください。</p> <p>協議第33号各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて。 各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。</p> <p>記以降でございますが、水道事業、上水道。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、上水道料金については、現行どおりとする。 2、水道メーター使用料については、現行どおりとする。 3、加入金については、現行どおりとする。 <p>簡易水道。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、簡易水道料金については、合併時に調整する。ただし、地元加入水道料金については、新市において統一するよう努める。 2、水道メーター使用料については、合併時に調整する。 3、加入金については、当面現行どおりとし、新市において上水道にあわせる方向で調整する。ただし、地元からの加入金については、各地区の現行料金を継続する。 <p>次ページをおめくりください。</p> <p>下水道事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、下水道整備事業については、現在の計画を新市に引き継ぎ、新市において全体計画の見直しを行う。 2、下水道使用料については、新市において調整する。 3、下水道受益者負担金等については、新市において調整する。 4、農業集落排水事業の分担金については、合併時に調整する。 <p>なお、使用料については現行どおりとする。</p> <p>お手数ですが、附属資料の22ページの方をごらんください。 まず、上水道の料金についてご説明いたします。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>区分について、家庭用、団体用、営業用に分かれておりまして、それぞれ基本料金につき10立米、超過料金につき10立米から50立米を超えるものについて、4段階の料金体系が設定されております。</p> <p>賦課基準につきましては、表記に算定した基本料金と超過料金並びにメーター使用料の合計額に1.05を乗じた金額とします。</p> <p>次のページをごらんください。</p> <p>上水道メーター使用料についてですが、口径13ミリメートルから150ミリメートルの区分があり、それぞれに料金が設定されております。</p> <p>次のページをごらんください。</p> <p>加入金についても同様の区分があり、それぞれの料金体系となっております。</p> <p>以上、上水道につきましては伊予市のみの該当でございますので、いずれも現行どおりといたします。</p> <p>続いて、簡易水道についてご説明いたします。</p> <p>25ページになりますけれども、簡易水道につきましては、中山町と双海町の調整となります。</p> <p>伊予市につきましては、唐川地区に簡易水道がございますけれども、市の関与はしておりません。</p> <p>また、簡易水道につきましては、町が管理している水道と地元が管理している簡易水道がございます。</p> <p>まず町管理の水道についてご説明をいたします。</p> <p>中山町については、一般用、営業用、団体用、浴場営業用、共有線の区分設定をしております。超過料金につきましては一律145</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>円です。</p> <p>双海町については、区分設定はございませず、10立米までが1,100円、超過料金は10立米を超えるたびに10円増額となっております。賦課基準につきましては上水道と同一となっております。</p> <p>調整案といたしまして、基本料金については、中山町は区分の設定をしておりますが、営業用に関しては住宅と併用の店舗が多くなっておるとのこと。また、団体用、浴場営業用については件数が限られておりますので、中山町の用途区分を廃止いたしまして、双海町の例により調整し、超過料金につきましては上水道の家庭用料金区分の例により合併時に調整することとします。</p> <p>続いて、地元管理の水道についてご説明をいたします。</p> <p>次のページをおめくりください。</p> <p>地元管理の簡易水道につきましては、中山町に6地域、双海町に7地域ございます。中山町については、基本的に町管理の水道料金と同じになりますけれども、双海町はそれぞれの独自の料金体系を有しております。中山町については、町管理のものと基本的には同一ですので、統一する方向づけができますけれども、双海町にしましては、料金体系、金額等の格差に加えまして、地域の歴史的経過等の事情を踏まえますと、町内はもとより新市への統合も困難であると考えられます。当面現行どおりといたしまして、地元の実情を考慮しながら新市において統一していくよう努めることとします。</p> <p>続いて次ページなんですけれども、簡易水道の水道メーター使用料についてご説明をいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>料金体系について、中山町は50ミリメートル、双海町が40ミリメートルまでの区分が設定されております。</p> <p>調整案については、次ページの別表をごらんください。</p> <p>29ページなんですけれども、13ミリ口径を基準として算出をしております。</p> <p>例えばなんですけれども、20ミリメートルの口径でしたら、メーター購入単価プラス満期取替え費が実費として5,467円かかります。5,467円を基準となる13ミリ口径の4,186円で割りますと1.3という計数が算出されます。それを基準調整額100円という数字に掛けまして130円という口径区分の額としております。</p> <p>次のページをおめくりください。</p> <p>加入金についてご説明をいたします。</p> <p>中山町の口径別料金体系にいたしまして、双海町は地域ごとに料金を設定しております。町管理のものにつきましては金額に格差がありますが、当面現行どおりといたしまして、新市において上水道の金額にあわせる方向で調整をします。</p> <p>しかし、前段にご説明をいたしましたとおり、簡易水道料金同様、地元管理については調整が困難でありますので、現行のとおりといたします。</p> <p>続いて、下水道事業の説明をいたします。</p> <p>31ページをごらんください。</p> <p>まず、下水道整備事業につきましては、各市町においてそれぞれ計画に基づき事業を実施しております。これらの事業につきましては、それぞれが計画目標を掲げまして、国の認可を得て整備をして</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>おりますので、そのまま新市に引き継ぎ、各地域において完了まで計画を進めるものとしします。</p> <p>現整備区域である市街化区域の事業完了後の区域拡大にありましては、県下水道化基本構想にあわせて見直しを行いまして、費用対効果等、多面的な要素を加味しながら具体化を図っていくものとしします。</p> <p>次のページをごらんください。</p> <p>下水道の使用につきましてご説明いたします。</p> <p>下水道使用料につきましては、伊予市の基本料金は5立米までは600円、5立米から10立米まで700円であり、中山町については10立米まで1,340円となっております。超過料金については、伊予市は10立米以上について6段階の料金体系に分かれて、105円から170円までの料金に対し、中山町は10立米から100立米までは145円、100立米以上は155円の2段階となっております。</p> <p>しかし、料金体系に違いがございますけれども、料金の差に大きな開きがございますので統一も難しいものじゃないかと考え、現在の制度を暫定的に用いるとしますけれども、料金体系を見直した上で統一する方向で検討し、新市において調整することとします。</p> <p>33ページをごらんください。</p> <p>受益者負担金等についてご説明をいたします。</p> <p>都市計画法に基づく都市計画事業認可区域の土地については、受益者負担金、その他の土地については市、地方自治法に基づく分担金であります。伊予市が負担金、中山町が分担金ということになります。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>金額について、伊予市は1平方メートル当たり350円、中山町は公共ます1個につき15万円となっております。</p> <p>各市町を比較しますと金額に格差がありますが、中山町については事業がほぼ終了しておりまして、今後発生するケースは非常に少ないと思われまます。</p> <p>そういったことを加味しまして、また一挙に統一させることは住民に混乱を生じさせる可能性が高いと推測して、現整備処理区にあつては現行の制度を用いることとします。そして適正な負担額について検討して、新市において調整をすることとします。</p> <p>次の34ページをごらんください。</p> <p>集落排水事業についてご説明いたします。</p> <p>集落排水事業とは農村のトイレ、台所、ふる場などの生活排水を集めて、これをきれいに処理して水路や川に戻すことにより、農村の水環境や農作物の生産条件の改善とともに、農村の生活環境を快適にするという事業のことです。</p> <p>まず分担金については、伊予市が16万円、中山町が13万円となっております。この事業については、中山町は整備が完了しております。また、中山町分担金も徴収済みでありまして、合併後においても現在のところは計画地域の予定がございません。分担金について伊予市を残すばかりとなっておりますので、合併時に伊予市の例により調整することといたします。</p> <p>続いて次ページなんですけれども、使用料につきましては、料金体系、料金等に大きな差がありますので、当面の間、処理区ごとの現行料金体系を継続することといたします。</p> <p>以上で上水道、下水道のご説明を終わります。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>ここで皆さん方のご質問、ご意見を受けたいと思います。 中嶋委員さん。</p>
中嶋委員	<p>附属資料25ページなのですが、簡易水道の件ですが、具体的な調整内容で、いわゆる中山町さんの営業用だとか、団体用だとか、ああいったような用途別区分を廃止して、双海の例によって調整するとされています。これは理解できるんですが、料金については余りすっきりしてないように思います。合併時に調整するとなってるんですが、これは例えば中山町さんの例によって調整されるのか、双海の例に調整されるのか、あるいはまた新たに設定されるのか、まだ決めておられんのか、その辺お伺ひしたいと思います。</p>
上下水道部会 平井部会長	<p>先ほどのご質問でございますけれども、附属資料の22ページをお開き願ひたいと思うんですけれども、一応上水道の例によりますということで調整をさせていただいております。</p> <p>伊予市さんのを見ていただきますと、10立米まで850円ですけども、超過料金のところが10立米から20立米110円、それ以降、140円、160円、170円となっておりますが、この段階で調整をさせていただくというふうな形で処理をさせていただいております。</p>
中村議長	<p>ほかにございませんか。</p>

発言者	議題・発言内容
<p>中村議長</p>	<p>ご意見も出ないようですが、それではお諮りをいたします。</p> <p>協議第 3 3 号各種事務事業（上下水道関係）については、原案のとおり確認するということでご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議がないようでございますので、協議第 3 3 号につきまして、原案のとおり確認させていただきます。</p> <p>次に、協議第 3 4 号各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
<p>坪内主事</p>	<p>各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて。</p> <p>各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。</p> <p>1、学校の配置及び設置については、中山町の永木幼稚園と野中幼稚園を統合し、新たな幼稚園を建設する。また、中山町の永木小学校及び野中小学校を中山小学校に統合する。その他の公立幼稚園及び小・中学校は、現状どおり新市に移行する。</p> <p>2、通学区域については、現状の校区を移行し、通学区域の見直しについては、新市において検討する。</p> <p>3、学校給食については、当面現行どおり実施し、新市において、統合化した給食センターの整備を図る。</p> <p>4、幼稚園事業については、合併時に調整する。</p> <p>続きまして、附属資料の 3 6 ページをお開きください。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>学校の設置及び配置につきましては、資料の36ページから39ページに現在の3市町の幼稚園、小学校、中学校の概要等を記載しております。</p> <p>具体的な調整内容としましては、公立の幼稚園、小学校、中学校につきましては、原則として現状どおり新市に移行することになりますが、中山町の永木幼稚園と野中幼稚園につきましては廃園とし、平成17年4月から新たに中山幼稚園、仮称となりますが、を創設するとなっております。</p> <p>また、中山町の永木小学校と野中小学校につきましては、平成17年4月に中山小学校に統合するとなっております。</p> <p>給食センター、給食室につきましては、現行どおり新市に引き継ぎ、伊予市においても将来的にセンター化への移行を検討するとなっております。</p> <p>なお、伊予市のセンター化を図る上で給食センターを建設する場合には、新市の給食センターとして3市町の小学校、中学校のすべての給食を配膳できる施設とし、幼稚園への配膳についても検討するとなっております。</p> <p>耐震診断及び大規模改造計画につきましては、学校施設につきましては園児、児童・生徒が1日の大半を過ごす学習の場、生活の場であるとともに、地震等、非常災害時における地域防災拠点としての役割もあり、その安全性、快適性を確保することは非常に重要なことであります。</p> <p>そのため新市において、耐震補強等大規模改造及び新增改築についての長期的な整備計画の策定を図り、整備していくこととなっております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>続きまして資料の40ページにつきましては、平成16年5月1日現在の3市町の幼稚園、小学校、中学校に通う人数と学級数を表にしておりますので、参考にしていただけたらと思います。</p> <p>続きまして、資料の41ページをお開きください。</p> <p>申しわけありません。ここで一部訂正をさせていただけたらと思います。</p> <p>双海町の通学区域の小学校の下灘小学校、3行にわたって地区名を上げているのですが、2行目から3行目にかけての「満野」と書いておりますが、これは「満野空と満野浜」に訂正させていただけたらと思います。</p> <p>それと、同じく双海町の翠小学校の1行目の最後です。日尾野の次「野」となっておりますが、これは「粒野」に訂正していただけたらと思います。</p> <p>すみませんが、よろしくお願いします。</p> <p>資料41ページの通学区域につきましては、具体的な調整内容としまして、地域のコミュニティや今までの歴史など、さまざまな要素によって今の形となっておりますので、合併時に直に見直しを行うというのは現実問題として難しいものがあります。</p> <p>よって、通学区域につきましては、現状の校区を移行し、通学区域の見直し、弾力化につきましては、新市において行政サイドだけでなく、PTAや愛護班等を含む学校関係者、地元関係者との調整を行い、検討していくとなっております。</p> <p>続きまして、資料の42ページをお開きください。</p> <p>学校給食につきましては、学校給食は栄養バランスのとれた食事内容、食についての栄養管理などを直に体験しつつ学ぶなど、食に</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>関する指導の生きた教材として活用することが可能であります。こうした学校給食の活用により、栄養管理や望ましい食生活の形成に関する家庭の教育力の活性化を図る必要があります。</p> <p>さらに、学校給食は、社会全体として欠乏しているカルシウムなどの栄養摂取を確保する機会を学齢期の児童・生徒に対して用意しているという機能を果たしております。</p> <p>現在3市町におきまして、それぞれ学校給食を実施しておりますが、調理方法、給食費、燃料運営費の負担、給食の対象に相違があります。</p> <p>具体的な調整内容としまして、調理方法につきましては、先にも述べましたとおり、施設については現有の施設の有効利用を図り、合併後に1市2町の統合化した給食センターの整備を図っております。</p> <p>給食費の相違につきましては、献立及び物資の購入方法の相違から生じてきているため、当面は現行のとおりとし、新市において調整するとなっております。</p> <p>燃料運営費の負担につきましては、現在、伊予市、中山町では燃料費の全額を給食費に含んでおりますが、双海町につきましては半額のみ給食費に含むようになっております。</p> <p>具体的な調整内容としまして、現在、双海町が負担している給食運営費の半額については負担するのをやめ、全額保護者負担とするとなっております。</p> <p>給食の対象につきましては、現在中山町のみ幼稚園児を含んでおり、伊予市では幼稚園の給食は未実施となっております。</p> <p>具体的な調整内容としまして、幼稚園の給食については統一を図</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>る必要性があるが、現有施設の供給能力及び現行サービスの維持等を考慮し、新市において調整するとなっております。</p> <p>なお、この件につきましては、先にも述べましたとおり給食センターの整備に伴う検討課題にもなっております。</p> <p>続きまして、資料の43ページをお開きください。</p> <p>幼稚園事業につきましては、現在伊予市、中山町で事業を実施しておりますが、双海町では実施しておりません。幼稚園の目的としまして、学校教育法では幼稚園は幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とするとあります。すなわち幼稚園教育の目的は、幼児にふさわしい環境を用意して、そこで幼児を生活させ、心身の発達がよりよく促進されるように指導することにあります。</p> <p>また、幼児期の教育を受け持つ幼稚園は、特に子供の性格形成の上からは非常に重要であります。</p> <p>具体的な調整内容としまして、保育時間及び給食の実施について、伊予市と中山町で相違がありますが、保育時間の相違につきましては当面現行どおりとし、給食の実施につきましては、先にも述べましたとおり、新市において給食センターが建設された時点で検討するとなっております。</p> <p>続きまして、資料の44ページ、幼稚園事業の続きとなりますが、休業日につきましても伊予市と中山町で相違がございます。</p> <p>具体的な調整内容としましては、休業日の相違につきましては伊予市の例により調整するとなっております。</p> <p>続きまして、資料の45ページ。</p> <p>幼稚園の入園料、保育料、徴収期日、滞納に関する措置につま</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>しては、伊予市と中山町で相違があり、入園料、保育料の減免につきましては伊予市に制度があり、中山町にはございません。</p> <p>具体的な調整内容としましては、幼稚園の入園料、保育料、徴収期日につきましては、伊予市の例により調整し、滞納に関する措置につきましては中山町の例により調整するとなっております。</p> <p>また、入園料、保育料の減免につきましては、伊予市の例により調整するとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
中村議長	<p>ただいま学校教育関係についての説明を終わりました。</p> <p>この件につきまして、ご意見、ご質問を受けたいと思います。</p> <p>中嶋委員さん。</p>
中嶋委員	<p>これ再三で非常に恐縮なんですが、説明資料の39ページ、これは全体的に非常に不適切な資料だと思っております。</p> <p>例えば耐震計画なんかでも、いわゆる全ページに永木小学校、野中小学校は平成17年度に中山小学校に統合するとなっているのに、耐震補強、大規模改造計画は平成20年度に野中小学校、27年度に永木小学校なんか出てきたりですね。それと双海町の場合、計画は現在なしとなっていますが、これはたしか建設計画では地震がもうそこに来ようとするんだからといって耐震補強の計画をたしか入れたはずです。これらと色々な面で整合しない。</p> <p>したがって、39ページは非常に不適切な資料だと思うんですが、いかがでございますか。</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主事	<p>説明させていただきます。</p> <p>この資料につきましては、現況調書をもとにしてつくっている資料ですので、現況で伊予市ないし中山町、双海町について計画があるかどうかということ載せております。新市の建設計画についての記述をしているわけではございませんので、そこをご了承していただいたらと思います。</p> <p>また、今さっきにも言われたとおり、野中小学校、永木小学校については中山小学校と統合となりますので、耐震補強等の大規模改造計画につきましては、伊予市、中山町、双海町の耐震診断の実施をもとに新市全域でまた考え直すということになると思います。そのあたりをよろしくお願いします。</p>
中村議長	<p>ご理解できますか。</p> <p>はい、どうぞ事務局。補足してください。</p>
<p>教育部会</p> <p>久保副部長</p>	<p>39ページの今後の計画なんですけれども、これは現況調書として平成14年度の時点で掲載しております。その時点で、双海町におきましては12年から16年までの過疎計画、基本的な計画なんですけれども、その計画の中に耐震に関して耐震補強とか大規模改造とかという掲載が、計画がなされておりました。</p> <p>下灘中学校の屋内運動場につきましては、15年度実施ということで、13、14で屋内運動場を建設したわけなんですけれども、その部分だけが載っております、16年度までは計画になかった</p>

発言者	議題・発言内容
中嶋委員	<p>ということです。</p> <p>それから本年度、過疎計画、また17年から21年までの計画の見直しの年度となっておりますので、この時点で計画として耐震に関する計画を載せていったらと思っております。</p> <p>以上のような説明でご理解いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>わかったような、わからんようなことなんですが、きょう8月26日付で、これは会長が提出された協議案の附帯説明資料ですから、少なくとも何年か前の資料をここへ付けてもらったのでは、ちょっとおかしいと思うんです。これ済んだことは仕方ないですけど、以後できるだけ新しい資料を添付していただくようお願いしておきます。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>ちょっと今のことについて、現時点でということで上げているので、新しいことというのは、17年度以降は、まだ計画されていないということになると思うんですよ。</p> <p>その辺のことの説明はできますか。</p>
和田局長	<p>資料の方が大変紛らわしくて恐縮ですけども、ここで3市町のそれぞれの事務事業の現況という見出しで横並びに比較をするものがございますので、これはそれぞれの市町で既に意思決定をされたものが載るということで、こういうような、やむを得ず、今既に決定されているものということで載せております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>このような現況を踏まえて、新市でどうするかというような方針が一番右の欄の具体的な調整内容ということですので、今後どうということについては、この具体的な調整内容という欄でお考えいただけたらと思います。</p> <p>そういう資料作成に当たってのそういう事情があるわけですが、そのあたり説明とか、そういうので補足をして誤解のないような説明なりするようなことを今後は検討したいと思いますので、今回についてはご了承いただけたらと思います。</p>
中村議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>日野委員。</p>
日野委員	<p>学校給食の問題についてお尋ねをしておきたいと思います。</p> <p>これは具体的な調整内容を見てみますと、センター化を図って3市町の小・中学校をすべて含んだ施設とすると。それから幼稚園への配膳も検討するというふうになっておりますが、現時点では幼稚園で配膳を実施しておるところとないところがあるわけですが、今度、新市にできましたら、新しいセンター化が図られましたら、全市的に配膳をすべきであるというふうに思いますが、そういうふうにするというふうな考え方があるということによろしいでしょうか、お尋ねをいたします。</p>
<p>教育部会</p> <p>久保副部長</p>	<p>現在、まだセンターができておりません。センターができる段</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>階で、幼稚園を含めて小学校、中学校、全域やってはどうかということ ことで検討していったらというようなことです。よろしく願いい たします。</p>
中村議長	<p>決まってないということでしょうか。</p> <p>はい、日野委員どうぞ。</p>
日野委員	<p>希望として全市的に幼稚園も加入するような方向でいていただ きたいという意見でございます。</p>
中村議長	<p>今日の日野委員さんの関係は協議会でそういう意見が出たというこ とにしておきます。</p> <p>亀井委員さん。</p>
亀井委員	<p>学校給食の件なんですけれども、調整内容の中に1市2町の統合 化した給食センターの整備を図るとあるんですけども、建設計画の 段階で確かにこの案件が出てきたと思うんですが、そのときはただ 伊予市さんの計画として出されたというふうな説明だったと記憶し ているんですけども。その1市2町全体に、この1カ所から供給す るという話は、その分科会なりで議論された後にこれ上がってきて いるのか。多分協議会の中では、これはまだ協議されてなかったと 記憶しているんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。</p>
中村議長	<p>携わった連中の中で。</p> <p>小林委員。</p>

発言者	議題・発言内容
小林委員	<p>現実には中山町さんも老朽化しているんで出された。それから伊予市も老朽化して、学校の建替えも含めて以前から検討しておった課題でございまして、双海町さんもどうも老朽化しているので、建てるとしたら、合併の主要に建てたらどうかというふうなことが準備段階で論議されて上がってきて、幹事会でも論議したら、そうだなというふうなことで、1カ所で効率よくやっていくセンター方式がいいんじゃないかというふうなことで、今、伊予市は自校方式をとっているわけですが、職員の確保とか、いろいろ非効率な面もございまして、この際にとということで論議してまいったわけでございます。</p>
中村議長	<p>まだ計画が煮詰まっておりますけれども、計画の背景にはそういうことがあったということですので、いずれまたこの協議についてご審議をいただくことになろうと思っておりますが、きょうの段階でそういうことを想定しているということでご理解をいただければか。</p>
亀井委員	<p>そのあたりがどこまで了解とっているのか。当然、中山のはずれまで配給しますと、かなり遠くでございますので、今の町内だけでも冷めたものがどうのこうのという話もありまして、非常に伊予市から運ぶとなると、そのあたり問題を現場の方に確認されての統合なら構わないんですけども、そのあたりまた具体化し出してから、いろんな反対意見が出だすと非常に厳しい部分もあるんじゃないかと思うんです。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>そのあたりは打ち合わせの段階で、どこまでどういうふうな話を詰められているのか。今までの流れからいきますと、多分事務方が一方的にこうじゃないかというふうにしたんじゃないかと思うんですけど、そのあたりはどうなのでしょう。</p>
中村議長	<p>どなたか答弁できますか。</p>
小林委員	<p>というと、伊予市が一方的にというふうな、伊予市の計画がというふうなことのご理解をしていらっしゃるのでしょうか。</p>
亀井委員	<p>その現場のものが、当然遠いところから来るわけですよ…。</p>
小林委員	<p>伊予市の場合もやっぱりこの給食センター化の問題についてはいろいろ論議があって、PTAあたりとも論議した経緯がございますので、この際にやるのであれば、伊予市がもしやるのであれば、一緒にというふうなことの話がありましたので、計画としては盛り込んだわけがございます。</p>
亀井委員	<p>そうすると、現場の方の理解はこれから得るということになりますよね。そのあたりは可能かどうか非常に微妙な問題じゃないかと思ったりもするんですけど。</p>
中村議長	<p>私、市長としての認識の中では、伊予市は自校方式でやっているもので、これを統一するというのも大変難しい問題が起こっております。しかし、時代としてやはりセンター方式にせざるを得んのだ</p>

発言者	議題・発言内容
重松委員	<p>やないかなという、コスト面も含めて。しかし、PTAの側で見れば、やはり個性のある給食をしたいという強い願いもございまして、ちょっと今年、前年度からこの問題をずっと起こっているわけですけれども、その中で双海町、中山町のセンターも老朽化しているということもあって、もし伊予市がそのことでセンターをつくるんだったら、一緒ということも考えてみてはどうでしょうかという、考えてくれませんかという要請はあったんです。</p> <p>いわゆる距離の問題もありまして、今の時代ですから、距離あっても温かいものが運べる方法もあるやろうということも想定しているわけですけれども、そんないきさつがあって、今回の新市の計画の中には給食センターを1市2町でどこかへつくろうという予算を上げておこうということで伊予市が単独で上げたという経緯がありました。</p> <p>重松委員さん。</p> <p>給食センターの関係についてでございますけれども、今中村議長が申されましたようなことが、伊予市もかなり包含されております。伊予市が今センター方式でいくという結論は非常に先走りすぎるのではなからうかと感じております。</p> <p>やはり今後の財政問題、個々の給食費の問題、あるいは給食センターの問題、それぞれ財政的な関連が非常に強いわけでございますけれども、やはり特色ある給食のあり方という中でのセンター方式がいいのか、あるいは各自校でやるのがいいのかは、今後よく協議して煮詰めるべきだと思います。</p> <p>以上です。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>というと、非常に難しいんですが、一つの方向として、一つの理想を追っているわけですので、きょうの事務のすり合わせについては当面現状でいこうということですので、よろうしゅうございましょうか。</p> <p>ご意見ほかにございますか。</p> <p>副会長。</p>
上田副会長	<p>給食については、自校にするか、センター化するには非常に微妙な問題だと思うんですよ。ただ老朽化しているから、そして財政の効率を上げるから、そういう意味ではセンターはいいんですけども、個性ある給食、地産地消、そして最近は少ないんですけども、食中毒等におきまして、センター化しているがゆえに大きな事故になるというようなものもたくさん指摘されたわけです。</p> <p>そういったこともあって、PTAの方々、非常に慎重ないろんな意見があるんだと思うんです。だから、これは非常に慎重にやっていただきたいと、こういうふうに思っております。もちろん地理的なこともあるわけで。</p> <p>だから、こういう方向でというんじゃなくて、2つの方向はあるということでもめくくっていただきたいと思いますが、きょうの時点では。</p>
中村議長	<p>そういうことで、別にセンターにということでは、この中では決まってはいいわけですから。</p> <p>ほかにご意見ございますか。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p data-bbox="512 320 1294 353">ないようでしたら、お諮りをいたしたいと思います。</p> <p data-bbox="483 387 1334 488">今、事務局から提案いたしました学校関係の案件、原案のとおり確認するということでご異議ございませんでしょうか。</p> <p data-bbox="762 589 1086 622">(「異議なし」の声あり)</p> <p data-bbox="316 723 1334 824">中村議長 それでは、ご異議ないようでございますので、協議第34号につきましては、原案のとおり確認をさせていただきます。</p> <p data-bbox="512 857 722 891">次にまいります。</p> <p data-bbox="483 925 1334 1025">協議第35号各種事務事業(社会教育関係)の取扱いについてを議題といたします。</p> <p data-bbox="316 1126 1334 1227">大森主任 それでは会議資料13ページをお願いいたします。</p> <p data-bbox="483 1193 1334 1294">協議第35号各種事務事業(社会教育関係)の取扱いについて説明を申し上げます。</p> <p data-bbox="483 1328 1334 1429">各種事務事業(社会教育関係)の取扱いについて、次のとおり確認を求めます。</p> <p data-bbox="483 1462 1334 1630">記以降でございますが、1、生涯学習事業については、当面は現行どおり実施し、新市において策定される社会教育基本方針に基づき、随時調整する。</p> <p data-bbox="483 1664 1334 1765">2、公民館組織については、現在行われている公民館活動に支障のないよう合併後も現体制を維持する。</p> <p data-bbox="483 1798 1334 1966">3、指定文化財については、原則として新市においても指定する。また、新市において文化財等を保管・展示できる施設を建設する。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>それでは続きまして、附属資料につきまして簡単に説明させていただきます。</p> <p>第8回会議附属資料の46ページをお願いいたします。</p> <p>まず生涯学習事業について説明いたします。</p> <p>伊予市、中山町、双海町では、資料にありますように生涯学習の推進を行っています。そうした中で具体的な調整内容といたしましては、現在実施している講座は基本的に当面は現行どおり実施しますが、新市において策定される社会教育基本方針に基づき随時調整する。</p> <p>また、講師の謝礼については、伊予市の例により調整するいたします。</p> <p>続きまして47、48ページでございます。</p> <p>公民館組織について説明いたします。</p> <p>その資料にもございますように、3市町独自の公民館組織となっております。</p> <p>まず47ページでございますが、具体的な調整内容といたしましては、現在行われている公民館活動に支障をきたすことのないよう合併後も現体制を維持する。なお、中央公民館は新市に1カ所とし、その位置は新市の体制により決定する。また、中央公民館の館長は選任とする。現在、各市町に設置されている地区公民館については、新市においても設置し、現在それぞれの地域で実施している社会教育事業に支障をきたすことのないよう適切な職員配置を行うといたします。</p> <p>最後に指定文化財等について説明いたします。</p> <p>49ページをお願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>3市町とも市町にとって貴重な文化財を保護することを定めております。なお、双海町におきましては次の50ページにございますように、民家を借り上げ、双海町歴史民俗資料室として民俗民具類を展示しております。</p> <p>49ページに戻りますが、指定文化財等についての具体的な調整内容といたしましては、文化財の指定及び解除に関する例規については、合併までに伊予市の例により調整を行う。また、各市町の指定文化財については、原則として新市において指定するものとする。</p> <p>50ページに戻ります。</p> <p>現在、双海町に設置している施設は使用不能となるため、新市において新たに文化財等を保管、展示できる施設を建設するといいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>審議のほどお願いいたします。</p>
中村議長	<p>ただいまの社会教育関係、ご説明を申し上げました。</p> <p>ご質問、ご意見を受けたいと思います。</p> <p>重松委員さん。</p>
重松委員	<p>指定文化財等ということですが、まず、この説明の49ページの調整方針について、指定文化財について、原則として新市においても指定する、また新市において文化財等を保管、展示できる施設を建設するということがございますが、合併後の新たな伊予市についても真価が問われるのは、一つは文化財をいかに継承し、</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>また保存していくのが地域おこしの特色でもあろうし、地域を重んじるというような意味も基本であろうと思います。</p> <p>そういう意味において、今までそれぞれ市町においての文化財の指定もなされてきておりますが、私ども今伊予市についてのみ言えることでございますけれど、余りそれが重んじられてない、ないがしろにされているのではないかなという感がするわけでございますので、まず文化財の指定も大事なことでありますが、それをいかに守っていくかということを基本に置いての保管、展示等々の、また保管する建設施設についても、今後よりよきアイデアを出していったほしいなとお願いをいたしておきます。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>日野委員。</p>
日野委員	<p>説明資料の50ページの具体的な調整内容の中で、現在双海町に設置している施設は使用不能となるため、新市において新たに文化財等を保管、展示云々とあるわけですが、この施設は使用不能となるためとなっておりますが、そうすると、現在はどういうふうにもう展示はしてないのかなのか。そこらあたりちょっとわかりにくいんですが、ご説明をお願いいたします。</p>
大森主任	<p>これは現在展示しております。16年度で借用といいますか、期限が切れるために、もう17年度からは借りられないということで</p>

発言者	議題・発言内容
<p>中村議長</p>	<p>ございます。</p> <p>ちょっと補足してください。</p>
<p>教育部会</p> <p>中川委員</p>	<p>補足説明ということで説明いたしますけども、現在、双海町の灘町3丁目に、今現在空き家で亀田さんが所有されている施設を平成10年に改修しまして、1階部分のみで展示しております。ですけども、2階部分は現在亀田さん独自の品物を展示しておりますけども、現在もうシロアリの害とかで使用不能に近く、早く立ち退いてくださいと。早く立ち退いて、壊して、別の施設にしたいということをお家主の方から言われております。ですけども、合併までということで、できるだけ引き延ばしておったんですけども、一応天井も落ちかけに近くなっております。ですから、できるだけ早く移転をしなければならないと思っておりますが、施設がありません。</p> <p>現在、双海町においても仮設でもということで検討しておりますけども、二重、三重になりますので、とりあえず双海町におきましては農協の施設とか、どこかの施設を借りてでも今の展示、移転したいと考えているところでございます。</p> <p>ですから、今現在、双海町にも、中山町にも、伊予市にもそういう展示する施設はございません。先ほど重松委員さんが言われましたように、現在いろんな民俗資料関係は倉庫に野積みされているか、放置されている状況でありますので、できるだけそういうふうな施設を大事にしたいということで私どもは考えているんですけども、新市になって早急に建設をしていただいたら、私らどもの文</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>化財保護する側としてはいいんではないかと思っています。</p> <p>それと日野委員さんが言われましたとおり、今現在立ち退きを迫られておるとい状況ですので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>ないようでございますし、また貴重なご意見もいただきました。</p> <p>それではお諮りをいたします。</p> <p>協議第35号各種事務事業（社会教育関係）については、原案のとおり確認するというごことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議ないようでございますので、協議第35号につきましては、原案のとおり確認させていただきます。</p> <p>次に、その他の議題になりますが、第9回協議会の日程について、事務局より説明を求めます。</p>
和田局長	<p>会議資料の14ページをお願いいたします。</p> <p>第9回の会議の開催日程といたしまして、既に資料の方に9月2日木曜日、14時から伊予市市民会館4階ということで、日時、場所、既に記載をしております。</p> <p>また、確認でき次第、文書で別途ご案内を差し上げたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>このことについて、ご了解いただけでしょうか。</p> <p>それでは、本日これですべての……、日野委員どうぞ。</p>
日野委員	<p>その他でございますので、合併の期日についてお尋ねをしてみたいと思います。</p> <p>ご案内のように今まで平成17年3月31日までに合併をするといったことは確認をされておるわけでございますが、その後いろいろと協議事項も進んでまいった現時点において、もうそろそろ合併期日を具体的に決めていくべき時期を迎えているのではないだろうかという気がいたしますので、その件について、今後どのような時期に検討をするのか、事務局の方にお尋ねをしてみたいと思います。</p>
和田局長	<p>ご指摘のとおり、今確認をしている内容は平成17年3月31日以前を目標とするということでありますので、期日を特定してやる必要がございます。</p> <p>ご指摘のように合併協議も進んでまいりまして、合併期日についても具体的に検討できる段階になってきたと事務局の方でも考えております。</p> <p>最初に中村会長のあいさつにもありましたように、一応9月中にはすべての協定項目をご提案できる見通しであります。それにあわせて、この合併期日についても上げる必要があるということで、今予定しておりますのが、この会議資料にもありますように9月は9日と16日という2回を予定しておりますけれども、できれば、いずれかで上げるように調整の方を進めております。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>期日につきましては、ご承知のように法改正がございまして、特例法が改正されて経過措置が設けられたということで、今3月31日以前ということでありますけども、経過措置で、その以後も一定の条件のもとで期日を設定することができるようになりましたので、大きく変えることはないと思いますけども、3月31日前後ということで総合的な検討をいたしまして、最もメリットのある日でご提案したいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>ということで、ご了解いただけますでしょうか。</p> <p>それでは、これで本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>会議録署名委員さんには、会議録が調整できた段階でご連絡をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>委員の皆さん方にはご協力に心から感謝を申し上げます、議長の職を解かさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
坪内主任	<p>これをもちまして、第8回の会議を終了いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 16 年 9 月 27 日

会議録署名委員

矢野鎮男

会議録署名委員

高橋 敏